

岐阜県公報

第 三 百 三 十 六 号
令 和 四 年 九 月 三 十 日

(金 曜 日)

目 次

規 則

岐阜県不動産の鑑定評価に関する法律施行細則の一部を改正する規則

(都 市 政 策 課) 三九〇^ペ

告 示

医療扶助又は医療支援給付のための医療担当機関の指定
医療扶助又は医療支援給付のための指定訪問看護事業者等の指定

(地 域 福 祉 課) 三九〇
(同) 三九〇
(同) 三九〇

指定医療機関の廃止の届出
医療機関の指定辞退

(同) 三九一
(同) 三九一

指定介護機関の廃止の届出
家畜伝染病予防法第五十二条の規定による報告に関する告示の廃止

(同) 三九一
(同) 三九一

保安林に指定する予定である旨の通知
道路の区域変更

(家 畜 防 疫 対 策 課) 三九一
(森 林 保 全 課) 三九二
(道 路 維 持 課) 三九二

土砂災害警戒区域の指定解除
土砂災害特別警戒区域の指定解除

(砂 防 課) 三九二
(同) 三九三
(同) 三九三

土砂災害警戒区域の指定
土砂災害特別警戒区域の指定

(同) 三九三
(同) 三九三
(同) 三九四

岐阜県土木関係手数料徴収条例別表第一十八の三の表一の項第二号二及び二の項第二号二に規定する計算方法に関する告示の一部改正

(建 築 指 導 課) 三九六

公 示

落札者等に関する公示
県営土地改良事業の緊急防災工事計画の決定
落札者等に関する公示

(文 化 創 造 課) 三九六
(農 地 整 備 課) 三九七
(出 納 管 理 課) 三九七

規 則

岐阜県不動産の鑑定評価に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年九月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第八十号

岐阜県不動産の鑑定評価に関する法律施行細則の一部を改正する規則

岐阜県不動産の鑑定評価に関する法律施行細則（昭和四十一年岐阜県規則第九十五号）の一部を次のように改正する。

第二条中「第二十九条第三項」を「第三十二条第三項」に改め、「の各号」を削り、同条中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、第五号を第四号とする。

第三条中「第二十七条第四項」を「第二十七条第三項」に改める。

第四条中「第四条第一項」を「第三条第一項」に改める。

別記様式中「第31条第2項」を「第34条第2項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

岐阜県告示第三百二十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定により医療扶助又は医療支援給付のための医療を担当させる機関として次のものを指定したので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰

国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和四年九月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

名 称 所 在 地 指 定 年 月 日
Mこころクリニック 高山市岡本町三丁目九八番一 令和 四・ 八・ 一

岐阜県告示第三百二十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定により医療扶助又は医療支援給付のための医療を担当させる機関として次の指定訪問看護事業者等を指定したので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和四年九月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

訪問看護事業者等の名称	訪問看護事業者等の主たる事務所の所在地	訪問看護ステーション等の名称	訪問看護ステーション等の所在地	指 定 年 月 日
医療法人忠知会	可児郡御嵩町中二一六三	桃井病院訪問看護ステーション	可児郡御嵩町中二一六三	令和 四・ 四・ 一
株式会社LPH	各務原市蘇原栄町四丁目五番地一	アウル訪問看護ステーション	大垣市貝曾根町九三	令和 四・ 八・ 三

岐阜県告示第三百二十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二及び中国残留邦人等の円

滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定医療機関から当該指定に係る事業を廃止した旨届出があつたので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和四年九月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
もりこどもクリニック	山県市東深瀬五七三 一	令和 四・七・二五

岐阜県告示第三百二十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十一条第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十一条第一項の規定により次の指定医療機関がその指定を辞退したので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例

居宅介護事業者等の名称	居宅介護事業者等の主たる事務所の所在地	サービスの種類	居宅介護事業所等の名称	廃 止 年 月 日
株式会社プチファーマシスト	大阪市北区芝田二丁目八番一〇号	居宅療養管理指導	ききょう薬局	令和 四・六・一五
同	同	介護予防居宅療養管理指導	同	同

岐阜県告示第三百三十一号

家畜伝染病予防法第五十二条の規定による報告に関する告示（平成三十一年岐阜県告示第九十五号）は、令和四年九月三十日限り廃止する。

によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和四年九月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

名 称	所 在 地	指 定 辞 退 年 月 日
えんどう歯科・矯正歯科クリニック	関市西本郷通二二一七	令和 四・八・三一

岐阜県告示第三百三十号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定医療機関から当該指定に係る事業を廃止した旨届出があつたので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和四年九月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

居宅介護事業者等の名称	居宅介護事業者等の所在地	廃 止 年 月 日
多治見市前畑町二丁目三〇番	同	令和 四・六・一五
同	同	同

示第九十五号）は、令和四年九月三十日限り廃止する。

令和四年九月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県告示第三百三十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。
令和四年九月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

本巢市根尾大井字大谷筋一三四五、一三五一の二から一三五一の四まで、一三五一の二、一三五二の二、一三五三、一三七七の二〇、一三七七の二二から一三七七の二四まで、一三七七の三五

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定実施要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部森林保全課及び本巢市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第三百三十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、令和四年九月三十日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県大垣土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年九月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域変更前後	敷地の幅員	延長	備考
県道	垂養井老線	不破郡垂井町宮代字中溝八九〇番一、二地先から同郡同町同字末永三一五八番一地先まで	後	前 三・〇 三・一	後 一五・三	

岐阜県告示第三百三十四号

土砂災害警戒区域の指定（平成二十一年岐阜県告示第三百五十一号）のうち次の区域の指定を解除するので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第六項において準用する同条第四項の規定により告示する。

令和四年九月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
細久手	瑞浪市陶町猿爪	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
益見	瑞浪市上平町2丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上ノ平洞	瑞浪市小田町字上ノ平	次の図のとおり	土石流

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県土木整備部砂防課、岐阜県多治見土木事務所及び瑞浪市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第百二十五号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定（平成二十一年岐阜県告示第百五十二号）のうち、次の区域の指定を解除するので、同条第九項において準用する同条第四項の規定により告示する。

令和四年九月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び建築物に用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
細久手	瑞浪市陶町猿爪	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
益見	瑞浪市上平町2丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上ノ平洞	瑞浪市小田町字上ノ平	次の図のとおり	土石流

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課 岐阜県多治見土木事務所及び瑞浪市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第百二十六号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

令和四年九月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
-------	--------	-------	---------------------

八日町5	高山市国府町八日町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
八日町6	高山市国府町八日町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
西門前5	高山市国府町西門前	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
宇津江21	高山市国府町宇津江	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
三日町5	高山市国府町三日町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
養輪4	高山市国府町養輪	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
宮地11	高山市国府町宮地	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
宇津江22	高山市国府町宇津江	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
宇津江23	高山市国府町宇津江	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
広瀬町1	高山市国府町広瀬町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
名張2	高山市国府町名張	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
瓜巢24	高山市国府町瓜巢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
瓜巢25	高山市国府町瓜巢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
瓜巢26	高山市国府町瓜巢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
瓜巢27	高山市国府町瓜巢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
瓜巢28	高山市国府町瓜巢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
瓜巢29	高山市国府町瓜巢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
糠塚1	高山市国府町糠塚	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
糠塚2	高山市国府町糠塚	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
糠塚3	高山市国府町糠塚	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
糠塚4	高山市国府町糠塚	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
三川4	高山市国府町三川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
双六11	高山市上宝町双六	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
双六12	高山市上宝町双六	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
双六13	高山市上宝町双六	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
双六14	高山市上宝町双六	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

瓜巢 5	高山市国府町瓜巢	次の図のとおり	土石流
養輪 1	高山市国府町養輪	次の図のとおり	土石流
村山 2	高山市国府町村山	次の図のとおり	土石流
村山 1	高山市国府町村山	次の図のとおり	土石流
糠塚 1	高山市国府町糠塚	次の図のとおり	土石流
瓜巢 4	高山市国府町瓜巢	次の図のとおり	土石流
瓜巢 3	高山市国府町瓜巢	次の図のとおり	土石流
瓜巢 2	高山市国府町瓜巢	次の図のとおり	土石流
瓜巢 1	高山市国府町瓜巢	次の図のとおり	土石流
名張 1	高山市国府町名張	次の図のとおり	土石流
宇津江 3	高山市国府町宇津江	次の図のとおり	土石流
宇津江 2	高山市国府町宇津江	次の図のとおり	土石流
八日町 1	高山市国府町八日町	次の図のとおり	土石流
宇津江 1	高山市国府町宇津江	次の図のとおり	土石流
西門前 1	高山市国府町西門前	次の図のとおり	土石流
漆垣内 1	高山市国府町漆垣内	次の図のとおり	土石流
在家 2	高山市上宝町在家	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
蔵柱 33	高山市上宝町蔵柱	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
栃尾 4	高山市奥飛驒温泉郷栃尾	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
中尾 4	高山市奥飛驒温泉郷中尾	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
岩井戸 5	高山市上宝町岩井戸	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
在家 1	高山市上宝町在家	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
蔵柱 34	高山市上宝町蔵柱	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
蔵柱 32	高山市上宝町蔵柱	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
本郷 1	高山市上宝町本郷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
中山 1	高山市上宝町中山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

蔵柱 1

高山市上宝町蔵柱

次の図のとおり

土石流

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県土木整備部砂防課、岐阜県古川土木事務所及び高山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第三百三十七号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

令和四年九月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
細久手	瑞浪市陶町猿爪	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
益見	瑞浪市上平町2丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上ノ平洞	瑞浪市小田町字上ノ平	次の図のとおり	土石流

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県土木整備部砂防課、岐阜県多治見土木事務所及び瑞浪市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第三百三十八号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第一項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

令和四年九月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

瓜巢 5	高山市国府町瓜巢	次の図のとおり	土石流
蔵柱 1	高山市上宝町蔵柱	次の図のとおり	土石流

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県土木整備部砂防課 岐阜県古川土木事務所及び高山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第百二十九号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第一項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

令和四年九月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び建築物に用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
細久手	瑞浪市陶町猿爪	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
益見	瑞浪市上平町2丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上ノ平洞	瑞浪市小田町字上ノ平	次の図のとおり	土石流

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県土木整備部砂防課 岐阜県多治見土木事務所及び瑞浪市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第百四十号

岐阜県土木関係手数料徴収条例別表第一十八の三の表一の項第二号二及び一の項第二号二に規定する計算方法に関する告示（平成二十八年岐阜県告示第百二十九号）の一部を次のように改正し、令和四年十月一日から適用する。

令和四年九月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

一中「基準一次エネルギー消費量（建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準（平成二十四年経済産業省・国土交通省・環境省告示第百十九号。以下「告示」という。）の第1の2の2」を「誘導設計一次エネルギー消費量（省令第十一号第一項の規定）に、「設計一次エネルギー消費量（告示の第1の2の2、3」を「誘導基準一次エネルギー消費量（省令第十二号の規定）」に改める。

二中「各階の」を削り、「告示の第1の1の1、3」を「同号イ②の規定）」に、「告示別表第一」を「省令別表第一」に改める。

公 示

落札者等に関する公示

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成七年岐阜県規則第百二十号）第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

令和四年九月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

- 1 特定役務の名称及び数量 ぎふ清流文化プラザ駐車場課金機装置等の賃貸借 一式
 - 2 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
 - 3 入札公告を行った日 令和4年4月20日
 - 4 落札者を決定した日 令和4年5月31日
 - 5 落札者の住所及び氏名 岐阜市長住町十丁目1番
日通リーヌ&フアイナンス株式会社岐阜営業所
所長 小川 肇夫
 - 6 落札金額 9,480,240円
 - 7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
- (1) 部局の名称 岐阜県環境生活部県民文化局文化創造課文化施設係
- (2) 所在地 岐阜市数田南二丁目1番1号

県営土地改良事業の緊急防災工事計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の四第一項の規定により、次の地区に係る県営土地改良事業の緊急防災工事計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公示し、当該緊急防災工事計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和四年九月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

施行に係る地区名	縦 覧 場 所	縦 覧 期 間
毛 鹿 洞 地 区	美 濃 市 役 所	令 和 四 ・ 九 ・ 三 〇 从 同 一 〇 ・ 三 一 以 降

落札者等に関する公示

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成七年岐阜県規則第百二十号）第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

令和四年九月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

- 1 調達する物品の名称及び予定数量 総合財務会計システム用プリンターカートリッジ及びビームジドラム（単価契約）
- 2 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 3 入札公告を行った日 令和 4 年 6 月 27 日
- 4 落札者を決定した日 令和 4 年 8 月 18 日
- 5 落札者の住所及び氏名 岐阜市六条北四丁目10番 7 号
中央電子光学株式会社
代表取締役 日比 泰雅
- 6 落札金額 51,971,370円

7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

- (1) 部局の名称 岐阜県出納事務局出納管理課総合財務係
- (2) 所 在 地 岐阜市数田南二丁目 1 番 1 号

令和四年九月三十日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社